

# 社会福祉法人虹の会 定款

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して 総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を 地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種社会福祉事業

- (1) 障害福祉サービス事業の経営
- (2) 相談支援事業の経営
- (3) 移動支援事業の経営
- (4) 地域活動支援センターの経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人虹の会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行う

ため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業 経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援 するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を滋賀県高島市新旭町に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得

た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行 理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評 議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後 も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別 に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が 専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が 書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 金百万円也

(2) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、家屋番号45番、作業所1棟、鉄骨造スレート葺平家建、(566.61平方メートル)

(3) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、作業所1棟、木造垂鉛メッキ鋼板葺平家建、(41.23平方メートル)

(4) 建物 滋賀県高島市新旭町安井川字犬ノ馬場1650番地3、家屋番号1650番3、養護所1棟、木造スレート葺2階建、(1階72.59平方メートル、2階61.82平方メートル)

(5) 建物 滋賀県高島市今津町南新保字大浜593番地、高島市今津町南新保字葎ノ浦1番地、家屋番号593番、作業所1棟、鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建、(1218.45平方メートル)

(6) 建物 滋賀県高島市今津町南新保字大浜593番地、高島市今津町南新保字葎ノ浦1番地、駐輪場・物置1棟、鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建、(34.78平方メートル)

(7) 建物 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2441番地25、家屋番号2441番25、作業所1棟、鉄骨造スレート葺2階建(1階104.34平方メートル、2階94.14平方メートル)

- (8) 建物 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2441番地25、2465番地1、2464番地3、家屋番号2441番25の2、事務所・作業所1棟、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建、(1階210.26平方メートル、2階36.00平方メートル)
- (9) 建物 滋賀県高島市マキノ町西浜字高木771番地1、家屋番号771番1、旅館1棟、木造スレート葺3階建、(1階99.37平方メートル、2階100.20平方メートル、3階100.20平方メートル)
- (10) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、作業所1棟、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、(70.54平方メートル)
- (11) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、作業所1棟、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、(42.07平方メートル)
- (12) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番地、45番地1、48番地1、49番地、作業所1棟、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、(59.49平方メートル)
- (13) 建物 滋賀県高島市新旭町藁園字水泥2612番地、2608番地、2609番地、2610番地、2611番地、2613番地、3084番地、家屋番号2612番、園舎1棟、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、(1111.68平方メートル)
- (14) 建物 滋賀県高島市新旭町藁園字水泥2612番地、2608番地、2609番地、2610番地、2611番地、2613番地、3084番地、休憩所1棟、木造スレートぶき平家建(17.01平方メートル)
- (15) 建物 滋賀県高島市安曇川町五番領字横町19番地6、家屋番号19番6、居宅1棟、木造瓦葺2階建、(1階66.73平方メートル、2階46.37平方メートル)
- (16) 建物 滋賀県高島市安曇川町西万木字平良田165番地1、家屋番号165番1、居宅1棟、木造スレート葺2階建、(1階100.20平方メートル、2階63.76平方メートル)
- (17) 建物 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1096番地、1093番地1、1093番地3、1097番地、家屋番号1096番、作業所1棟、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、(177.57平方メートル)
- (18) 建物 滋賀県高島市新旭町北畑字十句962番地1、家屋番号962番1、木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、(297.10平方メートル)
- (19) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2464番3(18.00平方メートル)
- (20) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2465番1(172.00平方メートル)
- (21) 土地 滋賀県高島市マキノ町西浜字高木770番(276.43平方メートル)
- (22) 土地 滋賀県高島市マキノ町西浜字高木771番1(450.98平方メートル)
- (23) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字井池2441番5(165平方メートル)
- (24) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1093番1(165平方メートル)
- (25) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1093番3(38.54平方メートル)
- (26) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1096番(142平方メートル)
- (27) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1097番(142平方メートル)
- (28) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1098番(145平方メートル)

- (29) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1101番(152平方メートル)
- (30) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1104番(135平方メートル)
- (31) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1105番(142平方メートル)
- (32) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1107番(251平方メートル)
- (33) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字浄願寺1092番1(115平方メートル)
- (34) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字浄願寺1090番1(132平方メートル)
- (35) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1109番(109平方メートル)
- (36) 土地 滋賀県高島市安曇川町四津川字大割1111番(125平方メートル)
- (37) 土地 滋賀県高島市安曇川町五番領字横町19番6(165.76平方メートル)
- (38) 土地 滋賀県高島市安曇川町西万木字平良田165番1(450.19平方メートル)
- (39) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字尖崎1566番16(206.62平方メートル)
- (40) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字尖崎1566番17(205.17平方メートル)
- (41) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字尖崎1566番18(211.58平方メートル)
- (42) 土地 滋賀県高島市安曇川町下小川字尖崎1566番19(209.10平方メートル)
- (43) 土地 滋賀県高島市新旭町北畑字十句26番1(36平方メートル)
- (44) 土地 滋賀県高島市新旭町北畑字十句45番5(91.93平方メートル)
- (45) 土地 滋賀県高島市新旭町北畑字十句962番1(1267.84平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、高島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高島市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

#### (資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。



2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に 換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会 に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款 を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定 める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高島市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。  
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高島市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人虹の会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 和田昭二  
理 事 岩 淵 清  
理 事 藤 田 政  
理 事 木 下 長 敏  
理 事 久 保 啓 子  
理 事 曾 根 博  
理 事 今 西 伊 都 子  
理 事 古 谷 新 一  
監 事 磯 部 健 三  
監 事 小 寺 寛

2 この定款は、平成8年5月17日から施行する。

附 則

この定款の一部を変更し、平成15年11月18日から施行する。

この定款は平成25年5月13日付けで変更する。ただし、第12条、第20条、第30条および第31条については、平成25年4月1日から適用する。

なお、第8期(次期)評議員任期については、平成25年6月20日から平成26年5月16日とする。

社会福祉法人虹の会定款 変更記録

(変更承認日)	(知事認可日)
平成 8年2月23日 制定	平成 8年 5月17日
平成8年6月14日 理事定員変更	平成 9年 3月31日
平成9年10月23日 事業目的変更	平成10年 1月16日

平成10年10月28日 事業目的・評議員会設置	平成11年 5月24日
平成11年3月20日 事業目的変更	平成11年 5月24日
平成11年10月9日 資産取得変更	平成11年11月15日
平成12年3月25日 事業目的変更	平成12年 7月4日
平成12年10月28日 資産取得変更	平成12年12月11日
平成13年3月24日 定款準則変更	平成13年 7月13日
平成13年10月27日 第9条6項変更	平成13年12月18日
平成13年12月26日 事業目的変更	平成14年 2月22日
平成15年3月27日 事業目的変更	平成15年 4月11日
平成15年9月27日 事業目的変更	平成15年11月18日
平成16年5月16日 資産の区分変更	平成16年 6月18日
平成17年10月29日 一部変更、住所表記変更	平成17年11月17日
平成18年 9月30日 事業目的変更、役員・評議員定数変更、資産の区分変更 但、第13条第1項については平成19年6月20日より適用する。	平成19年 3月 6日
平成19年5月26日 事業目的変更	平成19年 6月21日
平成20年5月24日 資産の区分変更	平成20年 7月25日
平成21年3月14日 資産の区分変更、字句訂正	平成21年 6月25日
平成21年8月22日 資産の区分変更	平成22年 2月 5日

平成22年2月28日	平成22年 6月 3日
事業目的変更	
平成22年11月14日	平成23年 7月12日
役員役職の追加、資産区分の変更	
平成23年 3月19日	平成23年 7月12日
事業目的変更 但、平成23年4月1日より施行する。	
平成23年10月22日	平成24年 1月20日
資産の区分変更	

(変更承認日)	(市長認可日)
平成25年3月23日	平成25年 5月13日
社会福祉法人所轄庁の市長への権限移譲に伴う変更	
平成25年5月25日	平成25年 7月 5日
資産取得変更	
平成25年10月19日	平成25年11月22日
資産取得変更	
平成26年3月15日	平成26年 4月17日
資産取得変更	
平成26年5月17日	平成26年 7月10日
資産取得変更	
平成26年10月25日	平成26年12月24日
資産の区分変更	
平成27年5月23日	平成27年 6月18日
資産の区分変更	
平成28年3月19日	平成28年 5月10日
専務理事の取扱変更	

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

認可日 平成29年2月6日

この定款は、平成29年3月18日から施行する。

認可日 平成29年4月14日

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、定款変更認可日から施行する

認可日 令和3年6月25日